

旅館業許可取得後に必要となる手続き

1. 変更届

氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）、住所（法人にあっては事務所所在地）、施設の名称及び施設の構造等について変更した場合には、10日以内に保健所へ変更届及び関係書類を提出してください。

なお、営業者が替わる場合、施設の増改築などの場合は許可の取り直しとなる場合がありますので、あらかじめ保健所へご相談ください。増改築等で建築確認が必要な場合は、旅館等設置協議も行う必要があります。

2. 停止届

期間を定めて営業の全部又は一部を停止した場合は、10日以内に保健所へ停止届を提出してください。

3. 廃止届

宿泊業を今後営む予定がない場合、施設の建て替えを行った場合、営業者を変更した場合等については、10日以内に保健所へ廃止届及び許可書を提出してください。

4. 承継届

< 営業者が法人の場合 >

法人の合併（合併後も許可を取得した法人が存続する場合は除く）又は分割後も営業を引き続き行う場合は、合併又は分割についてあらかじめ知事の承認を受ける必要がありますので、合併又は分割を行う前に、保健所へ地位合併又は分割承継承認申請書及び関係書類（手数料（7,400円分の山梨県収入証紙）が必要となります。）を提出して下さい。

< 営業者が個人の場合 >

相続により営業を引き継ぐ場合は、被相続人の死亡後60日以内に知事に申請して、承認を受ける必要がありますので、保健所へ地位相続承継承認申請書及び関係書類（手数料（7,400円分の山梨県収入証紙）が必要となります。）を提出して下さい。

なお、相続人が2人以上いる場合は、全員の同意書が必要です。

～ まずは、保健所へご相談ください ～

山梨県富士・東部保健所 衛生課

富士吉田市上吉田一丁目2-5 Tel 0555-24-9033

旅館業法 抜粋

(昭和二十三年七月十二日法律第百三十八号)

第三条 旅館業を営もうとする者は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。第九条の二を除き、以下同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を営もうとする場合は、この限りでない。

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

第三条の二 前条第一項の許可を受けて旅館業を営む者（以下「営業者」という。）たる法人の合併の場合（営業者たる法人と営業者でない法人が合併して営業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（当該旅館業を承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該旅館業を承継した法人は、営業者の地位を承継する。

2 前条第二項（申請者に係る部分に限る。）及び第三項から第六項までの規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第二項中「申請者」とあるのは、「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該旅館業を承継する法人」と読み替えるものとする。

第三条の三 営業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該旅館業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ。）が被相続人の営んでいた旅館業を引き続き営もうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。

2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第三条第一項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

3 第三条第二項（申請者に係る部分に限る。）及び第三項から第六項までの規定は、第一項の承認について準用する。

4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る営業者の地位を承継する。

旅館業法施行規則 抜粋

(昭和二十三年七月二十四日厚生省令第二十八号)

第一条 旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号。以下「法」という。）第三条第一項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その営業施設所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。）に提出しなければならない。

一 申請者の住所、氏名及び生年月日（法人にあつては、その名称、事務所所在地、代表者の氏名及び定款又は寄付行為の写し）

二 営業施設の名称及び所在地

三 営業の種類

四 営業施設が第五条第一項に該当するときは、その旨

五 営業施設の構造設備の概要

六 法第三条第二項第一号 から第三号 までに該当することの有無及び該当するときは、その内容

2 前項の申請書には、営業施設の構造設備を明らかにする図面を添付しなければならない。

第二条 法第三条の二第一項の規定により承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その営業施設所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 合併により消滅する法人又は分割前の法人及び合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名

二 合併又は分割の予定年月日

三 営業施設の名称及び所在地

四 法第三条第二項 各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容

2 前項の申請書には、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人の定款又は寄付行為の写しを添付しなければならない。

第三条 法第三条の三第一項の規定により承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その営業施設所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 申請者の住所、氏名及び生年月日並びに被相続人との続柄

二 被相続人の氏名及び住所

三 相続開始の年月日

四 営業施設の名称及び所在地

五 法第三条第二項第一号 又は第二号 に該当することの有無及び該当するときは、その内容

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 戸籍謄本

二 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

第四条 旅館業を営む者は、前三条の申請書に記載した事項（営業の種類を除く。）を変更したとき又は営業の全部若しくは一部を停止し若しくは廃止したときは、十日以内に、その営業施設所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届けなければならない。